

# 論文の内容の要旨

## 論文題目 第2次世界大戦後のソ連における連邦家族基本法制定過程（1948-1968）：家族から見たソヴェト民主主義

氏名 河本 和子

本稿は、序章、第1部、第2部、第3部、終章からなる。

序章では本稿の目的について論じた。それはふたつある。第一に、第2次世界大戦後のソ連において行われた、連邦家族基本法（正式には、婚姻と家族に関する連邦および連邦構成共和国の立法の基本原則）の制定過程を明らかにすることにより、立法過程を基礎付ける「ソヴェト民主主義」がどのような制度として設計され、どのように実行に移されていたか、そこにいかなる限界があったかについて考察する。第二に、家族法の内容および文言を決定する議論から、「ソヴェト民主主義」の前提となるべき社会構造における家族の意味に関して考察する。

ソヴェト民主主義は、勤労者を引き裂く敵対的利益の存在を許さない。このことは、勤労者の同質化と特権および分業の否定を要請する。但し、ソヴェト民主主義理念は常に同じではなく、スターリン後には一定限度内での利益の多様性が容認された。このような理念的变化と実際の政治過程を突き合わせて理解することが従来の研究を批判的に受け継ぐことに繋がる。

民主主義が実現されるためには選挙が行われさえすればよいというものではなく、公正な選挙が行われるための制度を生かすことのできる社会が必要となる。家族は、社会の最も基本的な人的関係のひとつとして挙げられる。ある社会における家族の位置づけはア prioriに決まるわけではなく、政治的な考慮のうえで決定される。ソ連ではこうした考慮の結果、家族の位置が次に述べるように大きく揺れた。もともとソヴェト民主主義からすれば二義的だった家族が、どのように取り込まれたのかという問題が生じる。

第1部「前提」においては、本稿で扱う連邦家族基本法制定過程の前提となる諸問題について述べる。ソヴェト政権初期には、財産を継承するために存在する家族は私有財産制を廃止すれば意味を持たなくなり、いずれ死滅して、婚姻は完全に私事となり、子供の養育は社会が行うようになると考えられた。こうした考えの下、事実婚に法的効力を認められた。また、財産継承者を特定する意味をもつ嫡出・非嫡出の区別も廃止され、婚姻関係と親子関係は理論的に切り離して考えられることとなった。ところが、社会主義の実現が宣言された1930年代半ば以降、家族は国家および社会の基礎単位であるとして「家族の強化」政策が採られるようになり、第2次大戦中の1944年には家族法が大改正され、離婚手続きが複雑化されたほか、登録婚主義が採用された上に婚外子の父親確定制度が廃止された。こうして、婚姻はひとたび締結すれば容易な解消は望めなくなると同時に、婚姻関係と親子関係は結び合わされることとなった。

戦後のソヴェト社会では、1944年改正のため離婚が難しくなったので、法的に離婚しないまま次の婚姻関係を事実上結ぶという現象が広く見られ、このことが婚外子率を押し上げることとなった。戦争による人口喪失のため、男女比がいびつになったこともこれに拍車をかけた。婚外子は父親との関係で無権利であり、その上、学校でいじめられるなどされた。こうした事態は、一般市民の不满を招き、法改正を求める手紙が多く寄せられることとなった。これらの手紙は、法改正を促す力のひとつとなった。

一般市民による入力のほか、連邦家族基本法制定を促したのは、法体系整備の必要であった。家族法は共和国ごとに立法されており、同じ問題に異なる解決がなされている場合もあり、連邦で体系的な法律を定める必要が従来から主張されていた。こうして始められた連邦家族基本法立法過程は、いくつかの時期に分けられる。法案作成に携わったのは、連邦閣僚会議によってアドホックに設置された政府委員会、連邦最高会議の常任委員会のひとつである立法準備委員会、連邦司法省およびその後継機関たる連邦閣僚会議付立法務委員会である。法案作成にあたっては、上記の機関へ専門家が招聘された。

第2部「制定過程」においては、連邦家族基本法制定過程を、国家機関内での作業に即して述べる。1948年暮れから始まり1968年6月に終わった全過程は4つの時期に区分できる。1948年暮れからスターリンが死去する1953年までは、政府委員会が法案作成を担当し、立法準備委員会が法案審査を担当することになっていた。スターリンの死去と共にこの時期の法案作成作業は滞った。スターリン後しばらくは、連邦レベルの体系的な法律制定よりも、個々の論点について対応が図られ、これを連邦司法省が担った。1950年代後半から再び連邦家族基本法制定の動きが見られ、このときには法務委員会が法案作成を任された。法案は連邦閣僚会議に提出されたがそれ以上の段階を経ることはなかった。1961年暮れから、立法準備委員会が法案作成を受け持つこととなった。立法準備委員会による法案作成が終了して、1968年4月に法案は一般市民による討論に付されるために公表された。議論を基に修正案が作成され、連邦最高会議本会議に提出され、1968年6月に成立し

た。

第3部「考察」においては、これまで論じてきた連邦家族基本法制定過程において議論が闘わされた家族法上の論点を検討し、それら議論の意味について考察を加えると共に、ソヴェト民主主義が立法過程でどのように作動したか、その限界は何だったかについて検討した。論点は、婚姻関係に関わるものと親子関係に関わるものに大別できる。婚姻については、裁判外の離婚手続を設けるか否かが最も激しく争われた。ここでは婚姻が社会的・公的なものであることを理由に国家が干渉する範囲を広く取ろうとする論者と、婚姻が私事に属する親密な人間関係から生じることを理由に、当事者の意思を尊重する範囲を拡大することを主張する論者が対立した。親子については、婚外子問題が最大の論争点となり、登録婚主義擁護を理由に、婚外子の父親確定要件を絞ろうとする論者と、婚姻関係と親子関係の論理的切断を主張して婚外子の父親確定要件を拡大しようとする論者が対立した。このように、議論は理念を根拠としてなされたため、その主張は家族に画一的対応をもたらすものになりがちであった。もちろん、論者たちは画一的対応でよいと考えられていたわけではなく、多用な現実に対応するために当事者の意思を尊重するという形で、規定に柔軟性をもたせようとした。

こうして家族は保護を受けつつ一定の自由を与えられ、国家および社会と協力関係に立つイメージを付与される。こうした調和が成り立つのは、家族が有する利益が勤労者の利益と矛盾しないときである。この条件となるのは、勤労者の利益が何かを決める基準か、その決定者が安定的に存在することであり、何によって利益の一体性を図るかという問題はソヴェト民主主義の根幹に関わる。

ソヴェト民主主義は、治者と被治者の利益の一致を前提にし、被治者の積極的な政治参加を求める。とりわけスターリン後にはこうした直接的参加の重要性が叫ばれていた。連邦家族基本法制定過程においては、連邦各地へ人員を派遣して意見を集めたり、公表前の法案を研究機関に送付して意見を求めたり、一般市民からの投書を検討したりといったことがなされた。また、法案採択直前には、法案は全人民討論に付され、ここで得られた意見のいくつかは修正案に反映された。他方、間接参加も重要である。法案作成に携わった機関は、連邦最高会議によって選出されるか、選出された機関によって設置されたものであり、有権者が連邦最高会議代議員を通して間接的に参加していると観念できる。代議員は常に直接的に法案作成に携わっていたわけではなく、原案作成などは専門家に任せ、原案にコメントを付したり、修正を要求したりすることにより、作業に加わっていた。こうしてみると専門家が議論の実質を支配しているように見えるが、婚外子の父親確定要件という最大の論争点においては、専門家の多数派の意見ではなく、代議員らの意見が通ったことを考えれば、代議員が決して飾りではなかったことが分かる。

こうした直接的・間接的参加には限界もあった。直接的参加について言えば、一般市民からの入力を受け入れられるか否かは、政策担当者の判断にかかっているため、何がルート

に乗り、何が乗らないかが明確とは言えず、予測可能性を欠くことになる。間接的参加についていえば、代議員選出にあたり、候補者を一人に絞るのが共産党であったことが問題視されてきた。ソヴェト民主主義が前提する利益の一体性を貫こうとすれば、公けに議席を争うよりは水面下の調整の方が好まれたと考えられるとはいえ、候補者一本化調整は、選挙の形骸化を招き、ソヴェト民主主義にかえって傷をつけることになった。また、直接的参加と間接的参加をどのように組み合わせ、どの場面でどちらを優先するのかといった点について、議論が詰められておらず、人民と代議機関の意思が予定調和的に一致することにされていた。この結果、何が勤労者の利益なのかを判断するのが究極的には誰なのかという問題が解けないまま残されることとなった。

終章では第 3 部までの総括を行い、残された課題を探った。残されたのは、当事者の意思が家族に関わる問題を越えてどこまで容認されたのかという点と、この時点ではそれなりに機能していたソヴェト民主主義が 1990 年代に入ってあっさり放棄されたのは、何故どのようにしてであったかという点である。いずれも、ソヴェト民主主義の理論的内容がどのように変遷したかに関わる。